証券コード　6085
平成27年６月８日

株 主 各 位

東京都港区高輪三丁目23番14号
アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社
代表取締役社長　丸 山 雄 平

第８期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第８期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月23日（火曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　**平成27年６月24日（水曜日）　午前10時**
２．場　　所　**東京都港区高輪四丁目10番30号**
品川プリンスホテル　メインタワー22階「サファイア22」
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください）
３．目 的 事 項
報告事項　第８期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役５名選任の件

以　上

～～～

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、消費税増税により個人消費などに弱さが見られましたが、政府及び日銀による金融・財政政策に加え、円安・株高の進行や企業収益の改善を背景として、景気は緩やかな回復基調のもとで推移いたしました。

住宅業界におきましては、消費税増税に伴う需要の反動減の影響が顕著で、平成26年度の新設住宅着工戸数は88万戸（前年度比10.8％減）と５年ぶりのマイナスとなり、特に持家の着工戸数は27万戸（前年度比21.1％減）と大幅な落ち込みとなりました。

このような厳しい経営環境のもと、当社は引き続きＡＳＪブランドの浸透や広報活動の強化に取り組んでまいりました。さらに、横浜ランドマークタワーに「建築家情報空間」を開設したほか、ＷＥＢ媒体を活用したマーケティングやスタジオに対するイベント支援の強化等により、ＡＳＪアカデミー会員の獲得に努めるなど積極的な営業活動を展開してまいりました。

しかしながら、請負契約までの顧客の検討期間が長引く傾向が見られ、受注の期ズレが多発したことを主因に加盟建設会社における工事請負受注が伸び悩んだこと等により、当事業年度の売上高は1,451,948千円（前事業年度比8.3％減）、営業利益は74,067千円（前事業年度比72.8％減）、経常利益は90,844千円（前事業年度比64.3％減）となりました。また、当期純利益は、特別損失として工事完成保証損失引当金繰入額等を計上したことにより28,416千円（前事業年度比80.0％減）となりました。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度において、103,335千円の設備投資を実施いたしました。その主な内容は、建築家情報空間 横浜展示場の新設、社内業務効率化のためのシステム開発及びＡＳＪ建築家ネットワーク事業における加盟店運営業務の効率化のためのソフトウエアの開発等であります。

(4) 財産及び損益の状況

区　　分	第５期 平成24年３月期	第６期 平成25年３月期	第７期 平成26年３月期	第８期 平成27年３月期 (当事業年度)
売　上　高（千円）	1,307,694	1,349,179	1,582,788	1,451,948
経　常　利　益（千円）	124,837	176,865	254,803	90,844
当　期　純　利　益（千円）	69,001	105,097	141,938	28,416
１株当たり当期純利益（円）	57.03	86.86	109.70	18.49
総　資　産（千円）	982,937	1,126,758	1,773,208	1,791,095
純　資　産（千円）	502,137	607,235	1,322,543	1,403,460
１株当たり純資産額（円）	414.99	501.85	868.95	891.37

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(5) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、原油価格下落の影響や各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが期待されております。

住宅業界におきましては、新設住宅着工戸数全体の動きには下げ止まりの兆しが見えますが、持家の着工については前年同月比減少が続いており、引き続き厳しい受注環境が続くものと予想されます。

このような状況のもと、当社は、ＡＳＪ建築家ネットワーク事業の一層の強化を図るとともに、３ヵ年の中期経営計画に基づき、以下の点を主要課題と認識しその推進に取り組んでまいります。

- 登録建築家及び加盟建設会社の獲得と加盟建設会社が運営するスタジオ展開の促進に注力する。
- ＡＳＪ建築家ネットワーク事業において重要な職務を担っているＳＶ（スーパーバイザー）について、必要な人材の獲得と養成を行う。
- 当社独自開発の情報管理システム（A-POS）及び建築家対応積算ソフト（COSNAVI）の機能をさらに進化させ、業務の効率化と事業規模の拡大につなげる。
- A-POSとCOSNAVIを融合し、ＡＳＪポータルサイトとして供給サイド（資材メーカー、商社、代理店といった加盟建設会社の協力業者）にも利用の輪を広げ、新たな収益の柱に育てる。

ＡＳＪ建築家ネットワーク事業は「建築家との家づくり」を訴求ポイントとし、住宅・リフォーム・商業施設等の建設計画がある顧客に、建築家を活用した建物づくりの選択肢を提供するものであります。当社は、「建設計画のある方が、最寄りのＡＳＪのスタジオを利用するのは当たり前」となることを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社は、全国の建築家を登録・ネットワーク化するとともに、建設会社をフランチャイズ化して、建築家と建設会社を結びつけ、両者の協力のもとでプラットホーム（ビジネスの基盤となる環境）を構築し、顧客が望む住宅・商業施設等の建設を行うシステムの運営事業をＡＳＪ建築家ネットワーク事業として展開しております。

主な事業の内訳は、次のとおりであります。

主な事業・サービス
加盟建設会社及び登録建築家からのロイヤリティ、住宅イベント企画及び販促物等の販売、建材販売、その他

(7) 主要な営業所（平成27年３月31日現在）

本　　店	東京都港区高輪三丁目23番14号
支　　店	大阪支店（大阪市北区）
営 業 所	福岡営業所（福岡市博多区） 沖縄営業所（沖縄県那覇市）
展 示 場	梅田展示場（大阪市北区） 横浜展示場（横浜市西区）

(8) 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
58名	― 名	44.2歳	5.3年

（注）　上記従業員数には、臨時雇用者等は含んでおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(10)主要な借入先及び借入額（平成27年３月31日現在）

借　入　先	借入残高
株式会社日本政策金融公庫	16,892千円

(11)その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　4,800,000株

(2) 発行済株式の総数　1,574,500株

(3) 株主数　444名

(4) 上位10名の株主

株　主　名	持　株　数	持株比率
丸山 雄平	458,500株	29.1%
溝江 昭男	322,500株	20.5%
株式会社ピュア・クリエイト	78,500株	5.0%
松井証券株式会社	73,100株	4.6%
高橋 恒夫	65,000株	4.1%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	61,700株	3.9%
ＡＳＪ従業員持株会	50,000株	3.2%
野村信託銀行株式会社（投信口）	37,000株	2.3%
株式会社ＳＢＩ証券	33,200株	2.1%
中谷 宅雄	26,800株	1.7%

３．新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

・新株予約権の名称	第２回新株予約権
・新株予約権の数	1,000個
・保有人数	当社取締役（社外役員を除く）１名
・新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式1,000株
・新株予約権の発行価額	無償
・新株予約権の行使価額	１個につき1,000円
・新株予約権の行使期間	平成23年１月31日から平成28年１月30日まで
・主な行使条件	新株予約権の割当を受けた者が、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使は認められず、当該新株予約権は、会社法第287条の規定により消滅する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年３月31日現在）

氏　名	地　位	担当及び重要な兼職の状況
丸　山　雄　平	代表取締役社長	―
松　田　静　夫	常務取締役	管理本部・事業開発本部所管、管理本部長
高　橋　恒　夫	常務取締役	ＡＳＪ事業本部・技術開発本部所管、技術開発本部長
川　村　健　一	取　締　役	広島経済大学教授、特定非営利活動法人サスティナブル・コミュニティ研究所代表理事・所長
和　泉　利　治	常勤監査役	―
山　下　和　広	監　査　役	監査法人フィールズ代表社員、税理士法人フィールズ代表社員
津　田　和　義	監　査　役	株式会社ブレイントラスト代表取締役、津田和義公認会計士・税理士事務所代表

（注）１．川村健一氏は、社外取締役であります。
２．和泉利治氏、山下和広氏及び津田和義氏は、社外監査役であります。
３．当社は、取締役川村健一氏及び監査役和泉利治氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
４．常勤監査役和泉利治氏は、企業金融分野における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役山下和広氏及び津田和義氏は、公認会計士・税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．当社は、社外取締役川村健一氏、社外監査役和泉利治氏、山下和広氏及び津田和義氏との間で、会社法第423条第１項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めておりますが、現時点では社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結いたしておりません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	人　数	報酬等の総額
取　締　役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	55,200千円 (2,400千円)
監　査　役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	14,400千円 (14,400千円)
合　計	7名 (4名)	69,600千円 (16,800千円)

(注) 1．平成20年６月23日開催の第１期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額100,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。
2．平成23年６月27日開催の第４期定時株主総会において、監査役の報酬額を年額20,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区　分	氏　名	重要な兼職先である法人等と当社との関係
社外取締役	川村　健一	広島経済大学及び特定非営利活動法人サスティナブル・コミュニティ研究所と当社との間には、特別の関係はありません。
社外監査役	山下　和広	監査法人フィールズ及び税理士法人フィールズと当社との間には、特別の関係はありません。
社外監査役	津田　和義	株式会社ブレイントラスト及び津田和義公認会計士・税理士事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	川村　健一	当事業年度開催の取締役会にはすべてに出席し、大学教授としての専門的見地や豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。
常勤社外監査役	和泉　利治	当事業年度開催の取締役会及び監査役会にはすべてに出席し、企業金融分野における豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。
社外監査役	山下　和広	当事業年度開催の取締役会及び監査役会にはすべてに出席し、必要に応じ、公認会計士・税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	津田　和義	当事業年度開催の取締役会及び監査役会にはすべてに出席し、必要に応じ、公認会計士・税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	金　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

（注）　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促します。

② 取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図ります。

③ 定例取締役会を原則として毎月１回開催し、経営事項の審議及び決議を行うとともに、各取締役の職務の執行を監督します。

④ 取締役及び従業員が遵守すべき取締役会規程をはじめとする諸規程等を定め、法令等への適合体制を確立します。

⑤ コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに反する事態に備えるとともに、コンプライアンス規程等に準拠した意識・行動の向上を図ります。

⑥ 内部通報制度運用規程に基づき、コンプライアンスに関する相談及び不正行為の早期発見等に関して、内部通報の仕組みを適切に構築します。

⑦ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、適切な財務報告に係る内部統制システムの整備を行います。

⑧ 内部監査部門として内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき監査を実施します。

⑨ 反社会的勢力には組織的に毅然とした姿勢で対処し、一切の関係を遮断します。反社会的勢力による不当要求等に対しては、必要に応じて警察等の関係機関や顧問弁護士との情報交換及び連携を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会や取締役会等の議事録、計算書類、その他重要情報については、法令、定款及び社内規程等に基づき適切な保存・管理を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程、その他の体制

経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会、リスク管理委員会等において迅速かつ十分な審議を行い、社内規程等に基づき適切な管理を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会において各取締役の職務分担を決定し、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等により、各部門の権限と責任を明確にし、職務遂行の効率化を図るとともに、業務が適正に遂行される体制を整備します。

② 取締役及び部門長等からなる執行部会議を設置し、業務の重要事項について審議を行い、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ります。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役が補助使用人を求めた場合は、監査役と協議のうえ、監査役の業務補助のための使用人を置きます。

② 補助使用人が監査役の業務補助を行うにあたっての指揮権は、監査役に委嘱されたものとして取締役の指揮・命令を受けません。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役及び従業員は、法令に違反する事実、あるいは会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告を行います。

② 取締役及び従業員は、監査役から業務の執行状況について報告を求められたときは、迅速な対応を行います。

③ 内部監査部門は、監査役に対し、内部監査計画及び結果等を随時報告します。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、定期的に監査役会を開催し監査役相互の情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて随時協議を行います。

② 取締役及び部門長は、取締役会、執行部会議等の重要会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けます。

③ 監査役は、代表取締役社長、内部監査部門及び監査法人と会合の場を持ち、意見交換を行います。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**1,504,905**	**流動負債**	**387,635**
現金及び預金	941,780	買掛金	25,591
売掛金	309,217	１年内返済予定の長期借入金	16,892
商品	4,771	未払金	199,767
前払費用	15,629	未払費用	44,385
繰延税金資産	28,600	未払法人税等	40,662
従業員に対する短期貸付金	1,519	前受金	1,310
立替金	14,291	預り金	17,122
未収入金	238,905	賞与引当金	3,998
その他	2,572	工事完成保証損失引当金	25,000
貸倒引当金	△52,382	その他	12,904
固定資産	**286,189**	**固定負債**	**－**
有形固定資産	**94,689**		
建物	89,527	**負債合計**	**387,635**
工具、器具及び備品	5,162	（純資産の部）	
無形固定資産	**75,171**	**株主資本**	**1,403,460**
ソフトウエア	49,794	**資本金**	**402,005**
ソフトウエア仮勘定	25,377	**資本剰余金**	**400,935**
投資その他の資産	**116,328**	資本準備金	400,935
従業員に対する長期貸付金	6,324	**利益剰余金**	**600,520**
長期前払費用	17,922	その他利益剰余金	600,520
差入保証金	82,177	繰越利益剰余金	600,520
破産更生債権等	16,850		
繰延税金資産	7,161		
その他	2,741		
貸倒引当金	△16,850	**純資産合計**	**1,403,460**
資産合計	**1,791,095**	**負債純資産合計**	**1,791,095**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		1,451,948
売　上　原　価		259,910
売　上　総　利　益		1,192,037
販売費及び一般管理費		1,117,969
営　業　利　益		74,067
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	371	
保　険　返　戻　金	16,986	
そ　の　他	58	17,416
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	398	
株　式　交　付　費	242	640
経　常　利　益		90,844
特　別　損　失		
工事完成保証損失	12,120	
工事完成保証損失引当金繰入額	25,000	37,120
税引前当期純利益		53,723
法人税、住民税及び事業税	38,889	
法人税等調整額	△13,582	25,306
当　期　純　利　益		28,416

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成26年４月１日残高	375,755	374,685	374,685	572,103	572,103	1,322,543	1,322,543
当期変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	26,250	26,250	26,250	－	－	52,500	52,500
当期純利益	－	－	－	28,416	28,416	28,416	28,416
当期変動額合計	26,250	26,250	26,250	28,416	28,416	80,916	80,916
平成27年３月31日残高	402,005	400,935	400,935	600,520	600,520	1,403,460	1,403,460

個　別　注　記　表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品　……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　……定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　物　13年～18年

工具、器具及び備品　４～６年

無形固定資産　……定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費　……支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金　……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金　……従業員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております。

工事完成保証損失引当金……加盟建設会社の倒産等により工事の継続が不能となった物件について、当該物件の完成・引渡しに係る費用を見積り、当社が保証すべき額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理……税抜処理によっております。

２．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　36,016千円

３．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式（株）	1,522,000	52,500	－	1,574,500

（変動事由の概要）

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使による増加　　52,500株

(2) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

第２回新株予約権	普通株式	1,000株
第３回新株予約権	普通株式	20,500株

４．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,265千円
貸倒引当金	21,706千円
賞与引当金	1,323千円
工事完成保証損失引当金	8,275千円
差入保証金	2,406千円
その他	178千円
繰延税金資産小計	37,156千円
評価性引当額	△1,394千円
繰延税金資産合計	35,762千円

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を適宜、把握する体制としております。

差入保証金は主に本社及び事務所を賃借する際に支出したものであり、預入先の信用リスクが存在します。

営業債務である未払金は、そのほとんどが１年以内の支払期日です。

借入金は主に営業取引及び設備投資等に係る資金調達です。金利の変動リスクを回避するため、固定金利としております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（(注２）を参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 現金及び預金	941,780	941,780	－
(2) 売掛金	309,217		
貸倒引当金（※１）	△29,262		
	279,955	279,955	－
(3) 未収入金	238,905		
貸倒引当金（※２）	△22,162		
	216,743	216,743	－
(4) 差入保証金	80,439	43,627	△36,812
資産計	1,518,918	1,482,105	△36,812
(1) 未払金	199,767	199,767	－
(2) １年内返済予定の長期借入金	16,892	16,952	60
負債計	216,659	216,720	60

（※１）　売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。
（※２）　未収入金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

賃貸借契約終了により将来回収が見込まれる保証金から、将来発生が予想される原状回復見込額を控除したものについて、その将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、合理的な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) １年内返済予定の長期借入金

１年内返済予定の長期借入金の時価につきましては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注２） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区　　分	貸借対照表計上額
差入保証金	1,738

差入保証金のうち、償還予定が合理的に見積れず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては「(4) 差入保証金」には含めておりません。

（注３） 金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	941,780	－	－	－
売掛金	309,217	－	－	－
未収入金	238,905	－	－	－
合計	1,489,903	－	－	－

（注４） 長期借入金の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	16,892	－	－	－	－	－

６．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　891円37銭

(2) １株当たり当期純利益　　18円49銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月12日

アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　淺　野　禎　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　余　野　憲　司　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第８期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月14日

アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社　監査役会

常勤社外監査役　和　泉　利　治　㊞

社外監査役　山　下　和　広　㊞

社外監査役　津　田　和　義　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第31条（社外取締役の会社に対する責任の制限）及び同第42条（社外監査役の会社に対する責任の制限）の規定の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第31条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変 更 案
（社外取締役の会社に対する責任の制限） 第31条　当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	（取締役の会社に対する責任の制限） 第31条　当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
（社外監査役の会社に対する責任の制限） 第42条　当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	（監査役の会社に対する責任の制限） 第42条　当会社は、監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また、取締役松田静夫氏はこれを機に退任いたします。

つきましては、経営陣の強化を図るため、新任取締役２名を含む取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	丸山（まるやま）　雄平（ゆうへい） （昭和31年８月15日生）	昭和56年４月　三谷商事株式会社 入社 平成８年10月　株式会社夢建人 設立 代表取締役 平成16年４月　旧アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社（平成20年１月にイーケンセツ・ドットコム株式会社に商号変更）取締役 平成19年９月　同社 代表取締役 平成19年11月　当社 代表取締役社長（現任）	458,500株
2	高橋（たかはし）　恒夫（つねお） （昭和25年３月30日生）	昭和43年４月　西松建設株式会社 入社 平成12年５月　株式会社ザウスコミュニケーションズ設立 代表取締役 平成19年９月　旧アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社（平成20年１月にイーケンセツ・ドットコム株式会社に商号変更）取締役 平成19年11月　当社 取締役 平成21年３月　アーキテクツテクノロジー東京株式会社 設立 代表取締役 平成22年４月　当社 常務取締役 ＡＳＪ事業本部長 兼技術本部長 平成23年10月　当社 常務取締役 ＡＳＪ事業本部・技術開発本部所管 技術開発本部長（現任）	65,000株

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	※ 長尾　康三（ながお　こうぞう） （昭和41年２月15日生）	平成３年４月　富士通株式会社 入社 平成９年９月　アーサー・アンダーセン会計事務所 入所 平成13年７月　ＧＥコンシューマー・ファイナンス株式会社（現：新生フィナンシャル株式会社）入社 平成16年５月　日本マイクロソフト株式会社 入社 ホームエンターテーメント ビジネスコントローラー 平成18年７月　株式会社イシン・ホテルズ・グループ 入社 ＣＦＯ 平成20年４月　株式会社ピアソン・エデュケーション（現：ピアソン・ジャパン株式会社）入社 財務経理部長 平成22年10月　当社 入社 平成24年６月　当社 内部監査室長（現任）	― 株
4	※ 井上　博明（いのうえ　ひろあき） （昭和29年２月26日生）	昭和52年４月　株式会社東京銀行（現：株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入社 昭和62年８月　ソロモン・ブラザーズ・アジア証券（現：シティグループ証券株式会社）入社 キャピタルマーケット部バイスプレジデント 平成６年５月　ＢＮＰパリバ銀行 入社 平成13年８月　同社 東京支店長 平成23年６月　株式会社 BANEX JAPAN（現：クルーズ株式会社）取締役ＣＦＯ 平成25年４月　クルーズ株式会社 執行役員管理本部長 平成25年11月　当社 入社 ＡＳＪ事業本部営業企画部（現任）	100株

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	川村（かわむら）　健一（けんいち） （昭和24年２月16日生）	昭和48年４月　フジタ工業株式会社（現：株式会社フジタ）入社 平成２年４月　米国Fujita Research Inc. 社長 平成12年４月　株式会社フジタ 環境創造事業本部副事業本部長兼エンジニアリング事業部長 平成15年10月　特定非営利活動法人サスティナブル・コミュニティ研究所 代表理事・所長（現任） 平成16年４月　旧アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社（平成20年１月にイーケンセツ・ドットコム株式会社に商号変更）取締役 平成17年４月　広島経済大学 教授（現任） 平成19年11月　当社 取締役（現任） （重要な兼職の状況） 広島経済大学 教授 特定非営利活動法人サスティナブル・コミュニティ研究所 代表理事・所長	10,000株

（注）１．※は新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
３．川村健一氏は、社外取締役候補者であり、また同氏は、過去、当社の社外取締役でありました。
４．社外取締役候補者の選任理由
川村健一氏は、過去７年６か月にわたる当社の社外取締役在任中、大学教授としての専門的知見と会社経営に関与された豊富な経験等をもとに、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいており、今後も引き続き経営の監督とチェック機能の観点から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
５．社外取締役候補者との責任限定契約
当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めておりますが、現時点では社外取締役候補者との間に責任限定契約を締結いたしておりません。
６．当社は、川村健一氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が取締役に選任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

場　所：　東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル　メインタワー22階「サファイア22」
電話　03-3440-1111（代表）



〔交通機関〕　ＪＲ・京浜急行 品川駅（高輪口）より徒歩約３分

〔お願い〕　駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。